

東京農工大学学術指導規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(学術指導料の納入)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項に規定する学術指導料は、学内で実施される場合に当該学術指導の遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）として1時間につき <u>21,000 円を標準</u>とし、別に定めるところにより算出した間接経費・管理的経費と当該直接経費を合算した額とする。ただし、準備時間、実施場所及び指導の態様等を基に委託者及び本学が協議の上定める額を、当該学術指導料の額に加算することができるものとする。</p>	<p>本則</p> <p>(学術指導料の納入)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項に規定する学術指導料は、学内で実施される場合に当該学術指導の遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）として1時間につき <u>教授相当職は 70,000 円、准教授及び講師相当職は 50,000 円、助教相当職は 30,000 円を下限</u>とし、別に定めるところにより算出した間接経費・管理的経費と当該直接経費を合算した額とする。ただし、準備時間、実施場所及び指導の態様等を基に委託者及び本学が協議の上定める額を、当該学術指導料の額に加算することができるものとする。</p>	<p>学術指導料を役職に応じた適正な金額に改めるため。</p>

附 則 (令和5年1月25日教規程第3号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。